

次表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告します。

平成26年7月3日

京都市長 門川大作

書類の送付を受けるべき者の氏名及び判明している最後の住所	通知の内容
澤田邦子 京都市左京区岩倉大鷲町128番地の1	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知（別紙のとおり）
田代梅 京都市左京区松ヶ崎河原田町11番地の1	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知（別紙のとおり）
飯田耕生 京都市左京区岩倉西河原町372番地の5	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知（別紙のとおり）

書類の送付を受けるべき者の氏名及び判明している最後の住所	通知の内容
齋藤誠一郎 東京都文京区白山4丁目2番5号	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知(別紙のとおり)
高橋秀和 京都市右京区嵯峨中山町19番地23 レオパレス嵯峨野第6 102号	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知(別紙のとおり)
伊吹昌三郎 大阪府茨木市天王二丁目5番K-907号	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知(別紙のとおり)
西村武子 滋賀県大津市松本二丁目7番5号	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分通知(別紙のとおり)



建都整第 1-213 号
平成 26 年 4 月 18 日

1750

(登記名義人) 澤田 誠一郎
(相続人) 澤田 邦子 様

京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)
都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定により、京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。

添付図書

- 1 各筆各権利別清算金明細書
- 2 換 地 図
- 3 一 般 図

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第 15 条に規定されています。)

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日 (ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日) から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

京都府京都市左京区岩倉大塚町128番地1 京都市計画事業蹴落北第二地区土地区画整理事業

各筆各権利別清算金明細書
(所有権者の部)

住所	京都市左京区岩倉大塚町128番地1
権利者名	澤田 誠一郎
整理番号	1750

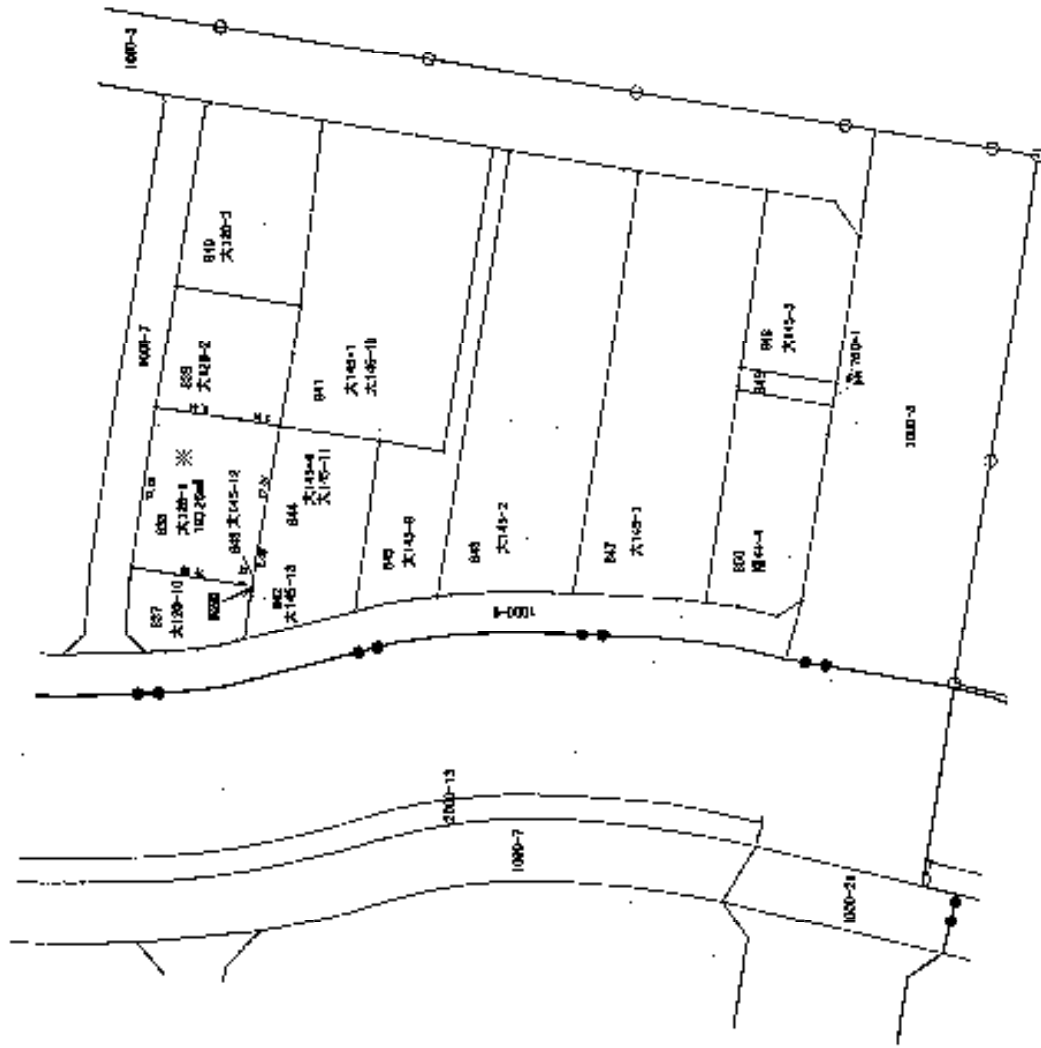
市町村 所又は作 地番	従前の土地				換地処分後の土地				(清算金精算額)			供託 寸べき 金額 (円)	記 章 (換地検査) 一四〇五	
	地目	面積 (㎡)	所有権以外の権利 又は換地処分制限		地目	面積 (㎡)	換地率 (%)	権利 取得 日	換地率 (%)	換地率 (%)	換地率 (%)			
			地目	面積 (㎡)										
京都市左京区 岩倉大塚町 128-1 宅地	宅地	195.04			宅地	193.26						51,912		
計	宅地	195.04				193.26						0	51,912	

換地区

76C街区

岩倉大鷲町

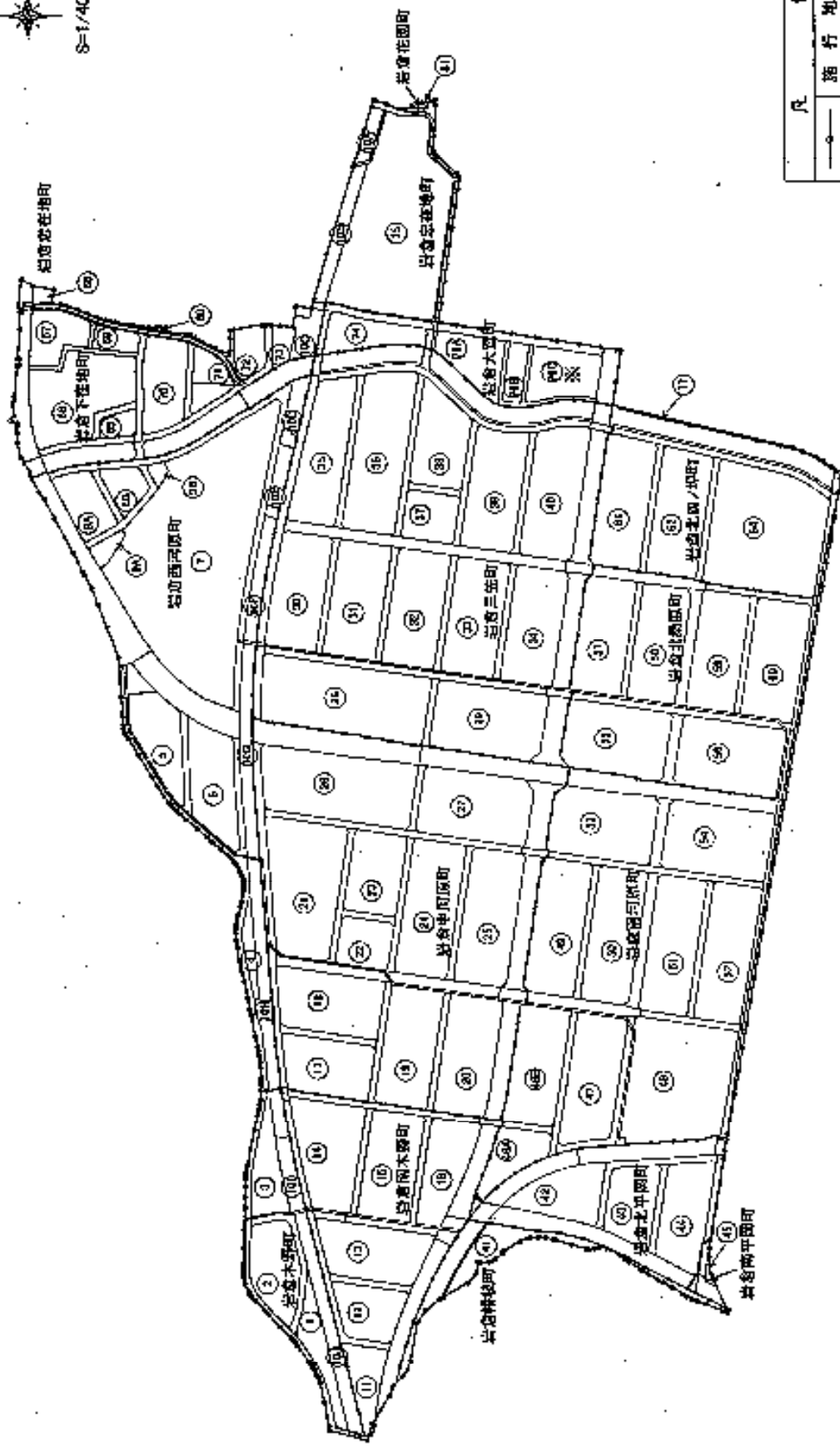
新町名



凡例	
—○—	施行地区界
—●—	新町界
—	新地界
大121-1	従前地番
100000㎡	地積
×1.00	建具(㎡)

あなたの敷地部分像の土地は茶印の位置になります。

一般区



凡	施行地区
—	新街
—	新街
—	新街
④	街区
*	当



建都整第 48 号
平成 26 年 6 月 27 日

2590

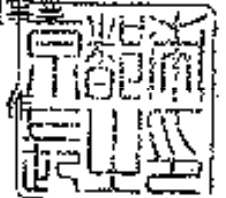
(登記名義人) 中川 清
(相続人) 田代 梅 様

京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)

都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定により、京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。

添付図書

1 各筆各権利別清算金明細書

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第 15 条に規定されています。)

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日 (ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日) から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画調整特北第二地区土地区画整理事業

各筆各権利別清算金明細書
(所有権者の部)

住 所	京都市中京区高倉通竹屋町上る坂米町704番地
権利者名	中川 裕
整理番号	2590

市町村 地目 区画整理 区分	従前の土地			換地処分後の土地					供 与 金 額 (円)	記 事 (借地借家) 当該95条第5項に定める権利の 取得104条第1項により取得
	面積 (㎡)	所有権以外の権利 又は部分の制限		地 積 率 (%)	地 積 率 (%)	種 別 (円)	(償済金積算額)			
		種別	面積 (㎡)				積算額 (円)	戻付額 (円)		
130 雑地	119							742,560	742,560	
計	119							742,560	742,560	



建都發第 1-21 号
平成26年4月18日

170

飯田 耕生 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第103条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。

添付図書

- 1 各筆各権利別清算金明細書
- 2 換 地 図
- 3 一 般 図

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日（ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日）から起算して6箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

各筆各権利別清算金明細書
(所有権者の部)

京都市計画(京都市文化観光都市建設計画)都市計画回廊沿路北第二地区土地区画整理事業

住所 京都市左京区岩倉西河原町372番地の5

権利者名 飯田 耕生

整理番号

170

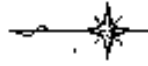
市町村 町又は本 地区	従前の土地				換地処分後の土地						供託 すべき 金額 (円)	記 考 (付地割書)	
	地目	坪数 (㎡)	所有権以外の権利 又はその制限		権利 種類	面積 (㎡)	地目	所有権以外の権利 又はその制限		(清算金額等)			
			種類	面積 (㎡)				種類	面積 (㎡)	取得額 (円)			交付額 (円)
京都市左京区 岩倉西河原町 372-5	宅地	154.77				宅地	155.38			10,892,466	0		
計	宅地	154.77				宅地	155.38			10,892,466	0		

換地 区

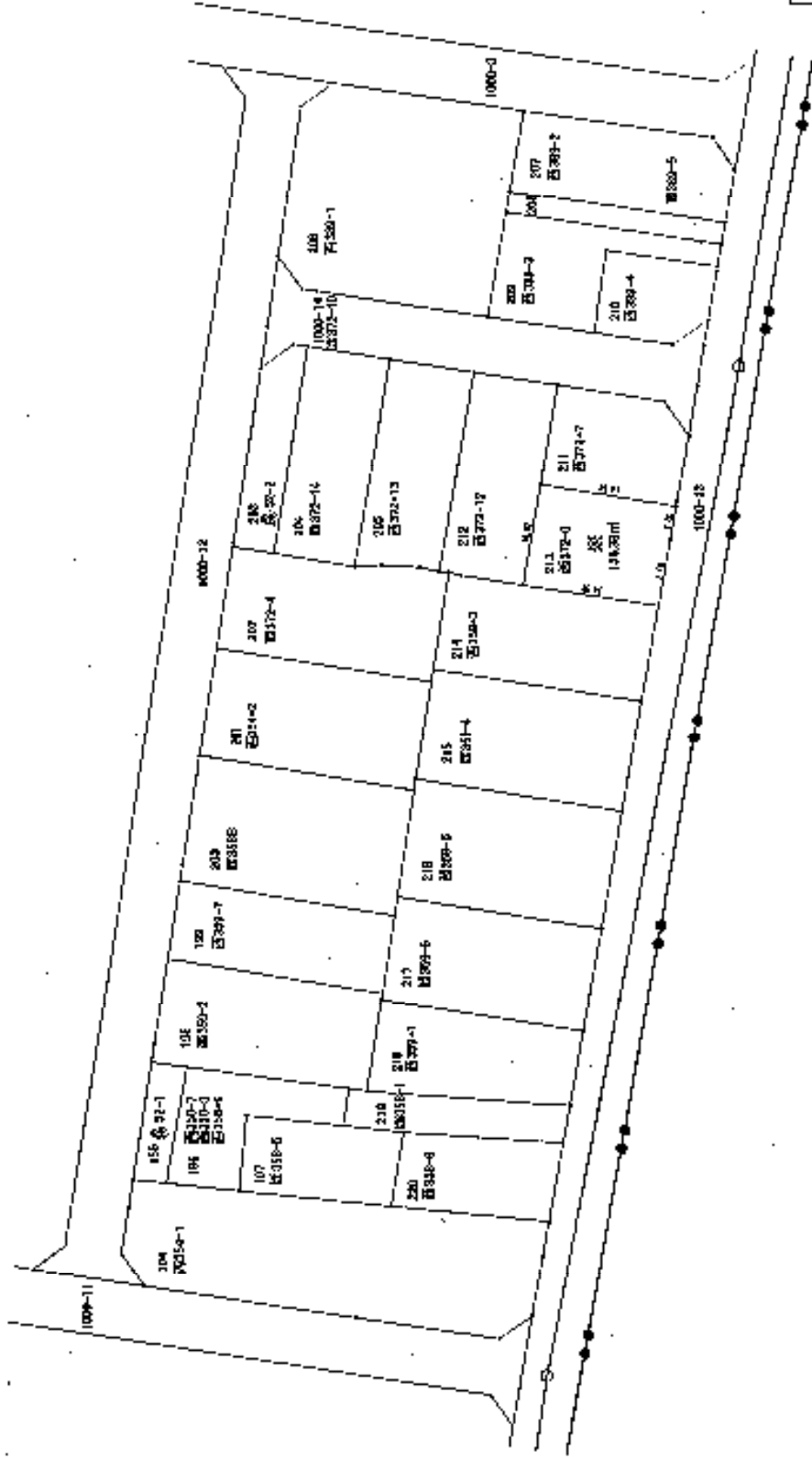
新町名

岩倉南河原町

52街区



S=1/500

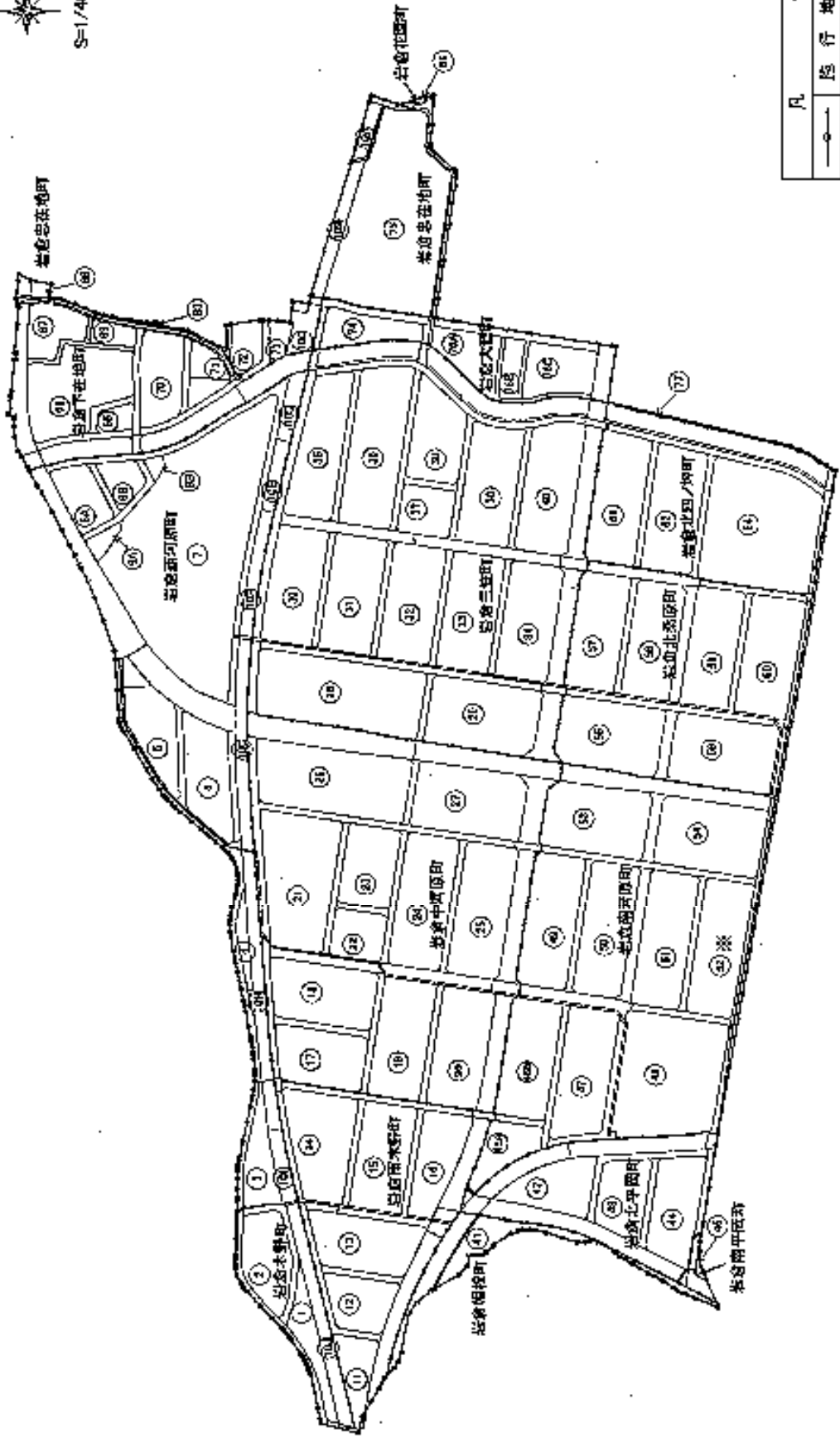


凡	例
—○—	施行地区界
—●—	新町界
1	新地番
大121-1	従前地番
100.00㎡	地積
N.D.	辺長(m)

あなたの換地処分後の土地は※印の位置になります。

一般圖

北
 S=1/4000



凡	例
——	總行地區
——	新區
——	街道
——	街坊區
①	住宅
②	商業
③	工業
④	倉庫
⑤	堆棧
⑥	碼頭
⑦	車站
⑧	機場
⑨	港口
⑩	橋樑
⑪	隧道
⑫	水塔
⑬	電氣
⑭	煤氣
⑮	供熱
⑯	排水
⑰	污水處理
⑱	垃圾處理
⑲	交通
⑳	通訊
㉑	消防
㉒	治安
㉓	衛生
㉔	教育
㉕	文化
㉖	體育
㉗	娛樂
㉘	商業
㉙	金融
㉚	銀行
㉛	證券
㉜	房地產
㉝	建築
㉞	工程
㉟	設計
㊱	監理
㊲	施工
㊳	驗收
㊴	交付
㊵	入住
㊶	管理
㊷	維護
㊸	更新
㊹	拆除
㊺	新建
㊻	改建
㊼	擴建
㊽	遷移
㊾	合併
㊿	分立
Ⓜ	收購
Ⓝ	出售
Ⓞ	租賃
Ⓟ	抵押
Ⓠ	貸款
Ⓡ	投資
Ⓢ	融資
Ⓣ	合作
Ⓤ	聯營
Ⓥ	合資
Ⓦ	獨資
Ⓧ	股份
Ⓨ	債券
Ⓩ	股票
ⓐ	期貨
ⓑ	期權
ⓒ	信託



建都整第 1-327 号
平成 26 年 4 月 18 日

2590

(登記名義人) 中川 清
(相続人) 齋藤 誠一郎 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。

添付図書

- 1 各筆各権利別消算金明細書

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第 15 条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日（ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日）から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

各築各権利別滑算金明細書

(所有権者の部)

住所 京都市中京区高倉通竹屋町上る坂木町704番地

権利者名 中川 裕

整理番号

2580

所屬科 町又は字 地番	床 面積 (㎡)	従前の土地				接し処分後の土地				清算金(滑算額)			供託 金 積 立 積 金 積 立 積 金 積 立 積 金 (円)	配 率 (特記番号)	
		種別 種別 種別 種別	所有権以外の権利 又は法外法の制限		権利 種別 種別	権利 種別 種別	権利 種別 種別	権利 種別 種別	権利 種別 種別	権利 種別 種別	権利 種別 種別	権利 種別 種別			
			種別 種別	種別 種別											種別 種別
130 高倉	119.											742,560			
計	119.											742,560	0	742,560	



建都整第 22-26 号
平成 26 年 6 月 6 日

4110

(登記名義人) 森田 フサ
(相続人) 高橋 秀和 様

京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)
都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第103条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。

添付図書

- 1 各筆各権利別清算金明細書
- 2 換 地 図
- 3 一 般 図

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日(ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日)から起算して6箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

東京都計画(京都市文化観光都市建設計画)都市計画事業港湾北第二地区土地整理事業

各筆各権利別清算金明細書
(所有権者の部)

住所 京都市東山区岩倉村字岩倉189番戸

権利者名 森田 フ守

整理番号

4110

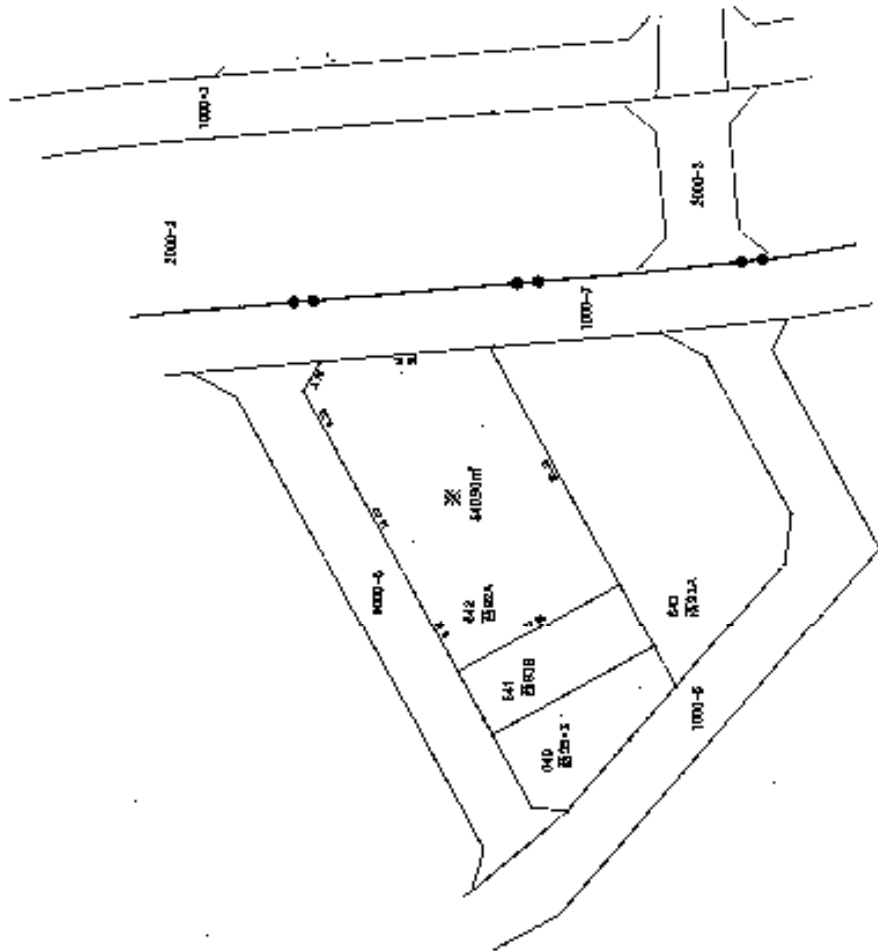
市町村 町又は半 地番	筆番	従前の土地		換地処分後の土地				(清算金精原額)		供 付 金 額 (円)	記 事 (借地債者)			
		417279地区 (㎡)	面積	所有権以外の権利 又は他筆分の面積 (㎡)	権利返納 (円)	町区 番号	町 区 字 地番	地積 (㎡)	権利種類			徴収額 (円)	交付額 (円)	
京都市東山区 岩倉町189番	田 12	985.			66,176,448	30	642	田	540.90		41,768,296	9,204		
						35	119	田	309.71		24,398,946			
計	筆 丁	985.			66,176,448				850.61		66,167,244	0	9,204	

換地図

8B街区

岩倉西河原町

新町名



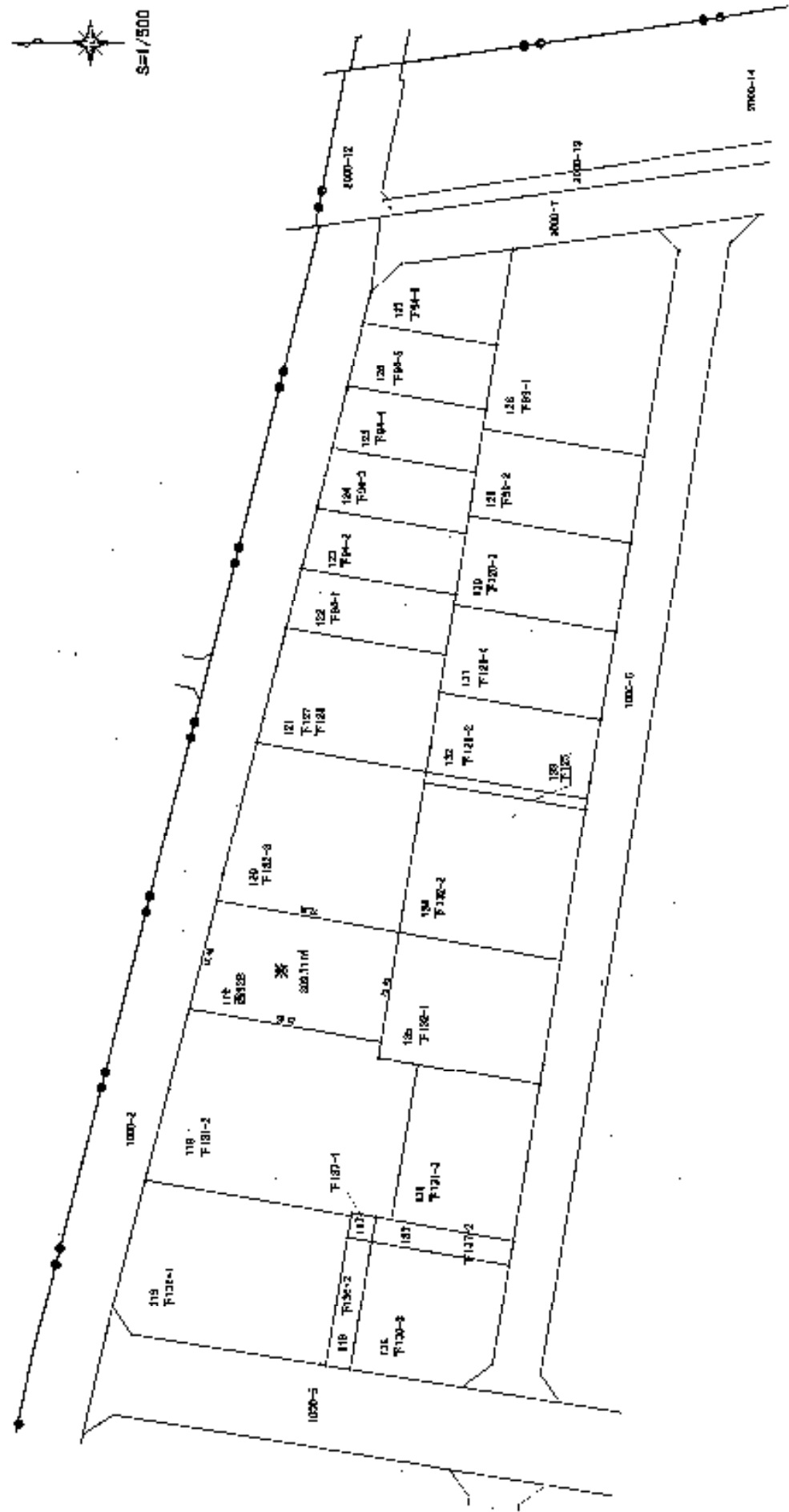
凡 例	
—○—	施行地区界
—●—	新町界
1	新地番
次121-1	従前地番
100.000m ²	地 積
10.00	辺 長 (m)

あなたの換地処分後の土地は※印の位置になります。

換地図

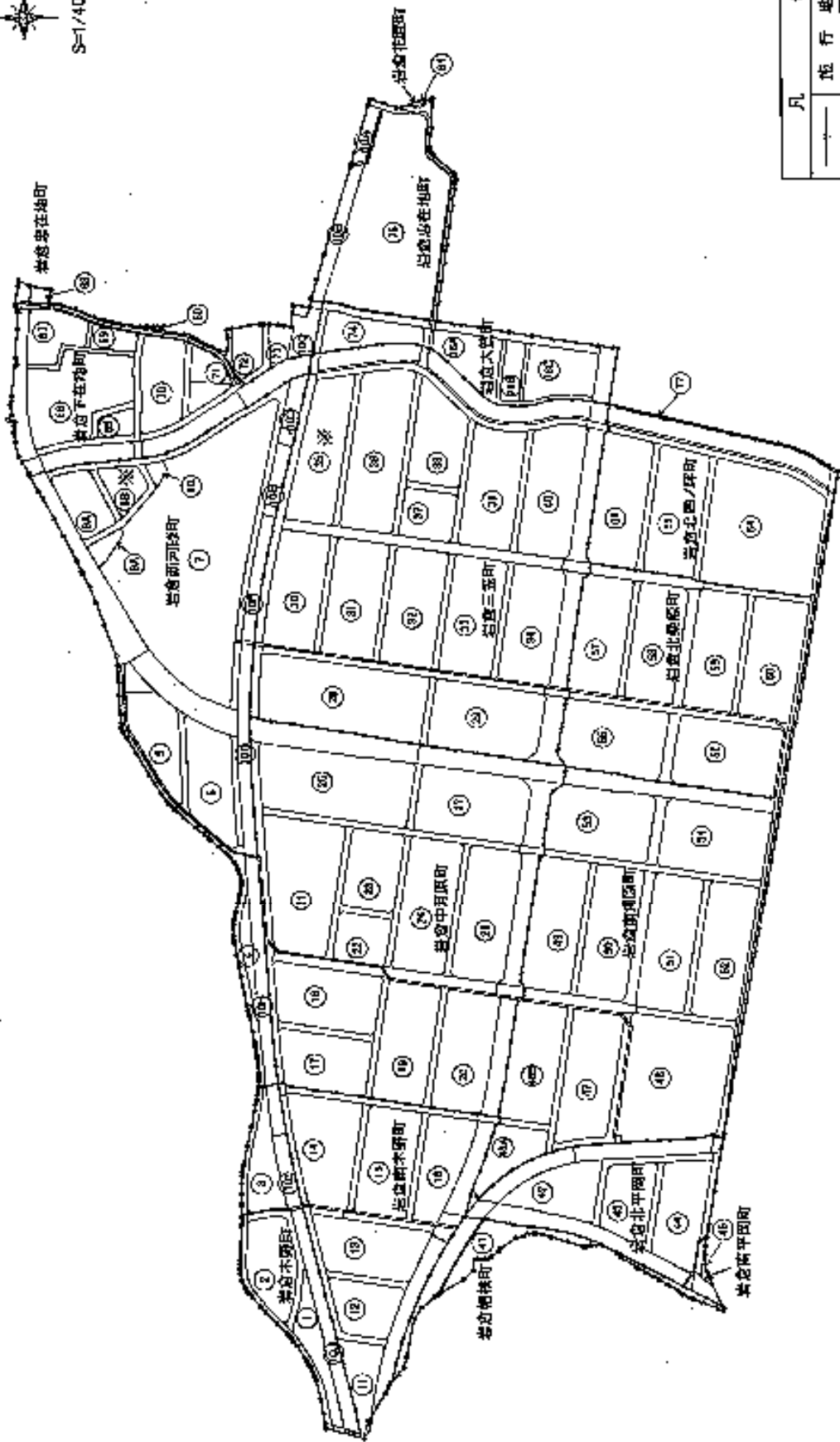
新町名 岩倉三笠町

35街区



凡例	
—○—	施行地区界
—●—	新町界
—	新幼地番
大121-1	従前地番
100.00㎡	地積
12.0	辺長(m)

あなたの基地番号の土地は※印の位置になります。



凡	例
——	先行地区
- - - -	新町
Ⓜ	新町
④	地区番号
※	旗
	当



建都整第 22-189 号
平成 26 年 6 月 6 日

51000

(登記名義人) 藤田 三左衛門 外 1 名
(藤田 三左衛門 相続人) 伊吹 昌三郎 様

京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)
都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定により、京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。

添付図書

- 1 各筆各権利別清算金明細書
- 2 換 地 図
- 3 一 般 図

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第 15 条に規定されています。)

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日 (ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日) から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業北第二地区土地区画整理事業

各筆各権利別清算金明細書
(抵当権等部の部)

住所 京都府愛宕郡岩倉村字岩倉131番戸

権利者名 田中 道博 外1名

整理番号

51000

市町村 町又は字 地番	地目	地積(㎡)	従前の土地		権利者名	地積(㎡)	権利内容	換地処分後の土地				(清算金精算額)		供託 すべき 金額 (円)	記号 (土地所有権)	
			所有権以外の権利 又は部分の部割	地積(㎡)				地目	地積(㎡)	地積(㎡)	地目	債権額 (円)	交付額 (円)			
京都市東山区 岩倉町四丁目	雑種地	2.137	623	79	5,141,048	653	京都市東山区 岩倉町四丁目	雑種地	68.95	5,136,946	4,602	4,602	4,602	4,602	4,602	地本 地可 一 地保
京都市東山区 岩倉町四丁目	宅地	2.137	623	83.00	2,146,960	859	京都市東山区 岩倉町四丁目	宅地	28.30	2,146,312	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	地本 地可 一 地保
計				112.00	7,288,398				97.76	7,283,158	0	6,240	6,240	6,240		

共有者名簿

京都市計画区(京都市文化観光都市発展計画)都市計画事業(北第二地区土地区画整理事業)

従前の土地		共有者の住所	共有者の氏名	持分	備考
左京区岩倉西河原町 99	右京区岩倉西河原町 100				
		京都市左京区岩倉西河原町131番戸	田中 達輝	2分の1	
		京都市左京区岩倉西河原町103番地	藤田 三左衛門	2分の1	

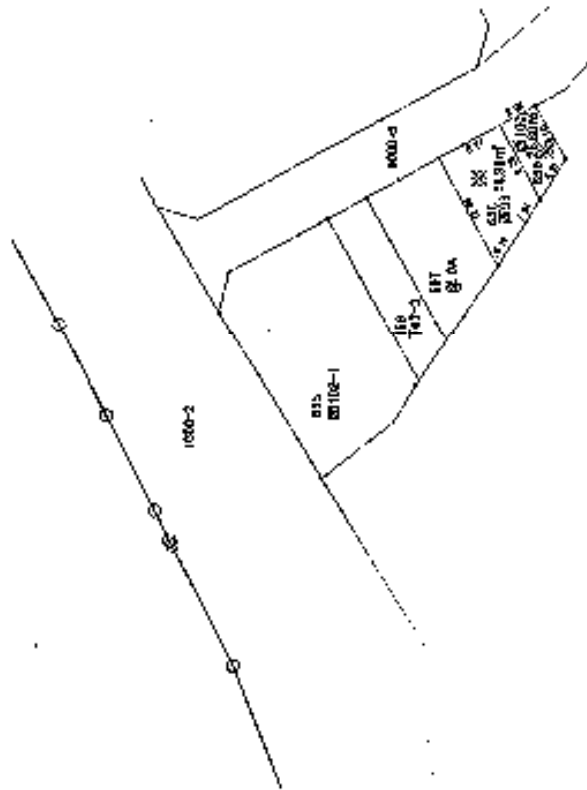
整理番号
51000

換地図

9A街区

岩倉西河原町

新町名



凡 例	
—○—	施行地区界
—●—	新町界
1	新地番
大121-1	従前地番
100.00㎡	地積
12.00	延長(m)

あなたの換地処分後の土地は※印の位置になります。



建都整第 22-211 号
平成 26 年 6 月 6 日

51000

(登記名義人) 藤田 三左衛門 外 1 名
(藤田 三左衛門 相続人) 西村 武子 様

京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)
都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市
代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定により、京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。

添付図書

- 1 各筆各権利別清算金明細書
- 2 換 地 図
- 3 一 般 図

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第 15 条に規定されています。)

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日 (ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日) から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

各筆各権利別清算金明細書
(抵当権者等の部)

京都市計画(京都市区画(京都市建設計画)都市計画新築路北第二地区土地地区画整理事業

住所 京都市東山区岩倉町字岩倉131番戸

権利者名 田中 道淳 外1名

管理番号

51000

市町村 町又はず 地区	宗地 面積 (㎡)	借主 以外の 権利 又は 部分 の 権利		権利 種類 (㎡)	権利 取得 年月	市町村 町又はず 地区	宗地 面積 (㎡)	換地処分後の土地			(借入金精算額)		配 当 率 (土地所有者)		
		借主 以外の 権利	又は 部分 の 権利					借主 以外の 権利 又は 部分 の 権利 面積 (㎡)	借主 以外の 権利 又は 部分 の 権利 面積 (㎡)	借主 以外の 権利 又は 部分 の 権利 面積 (㎡)	借主 以外の 権利 又は 部分 の 権利 面積 (㎡)				
京都市東山区 岩倉町字岩倉 131番戸	99	畑	畑	558	畑	京都市東山区 岩倉町字岩倉 131番戸	99	畑	畑	68.96	5,136,846	4,602	4,602	4.602	畑+畑 72.96
京都市東山区 岩倉町字岩倉 130	宅地	宅地	宅地	559	宅地	京都市東山区 岩倉町字岩倉 130	宅地	宅地	宅地	28.80	2,145,312	1,638	1,638	1.638	畑+畑 48.80
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	117.00			1,117						97.76	7,282,158	0	6,240	6.240	

共有者名簿

京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業第北第2地区土地区画整理事業

従前の土地		持分	共有者の氏名	備考
共有者の住所	共有者の住所			
京都市左京区岩倉西河原町 98				
京都市左京区岩倉西河原町 100				
1 京都市左京区岩倉村字岩倉131番戸	田中 透博	2分の1		
2 京都市左京区織間寺町108番地	藤田 三左衛門	2分の1		

整理番号
51000

換地図

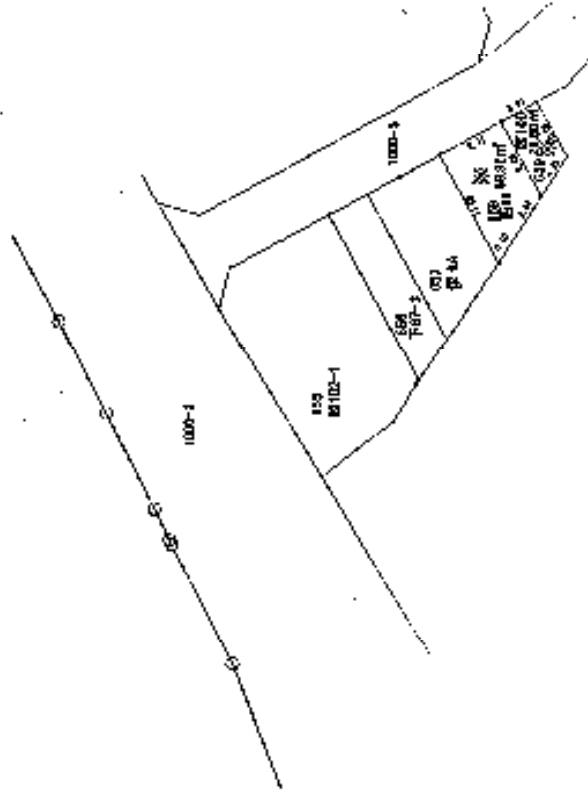
9A街区

岩倉西河原町

新町名



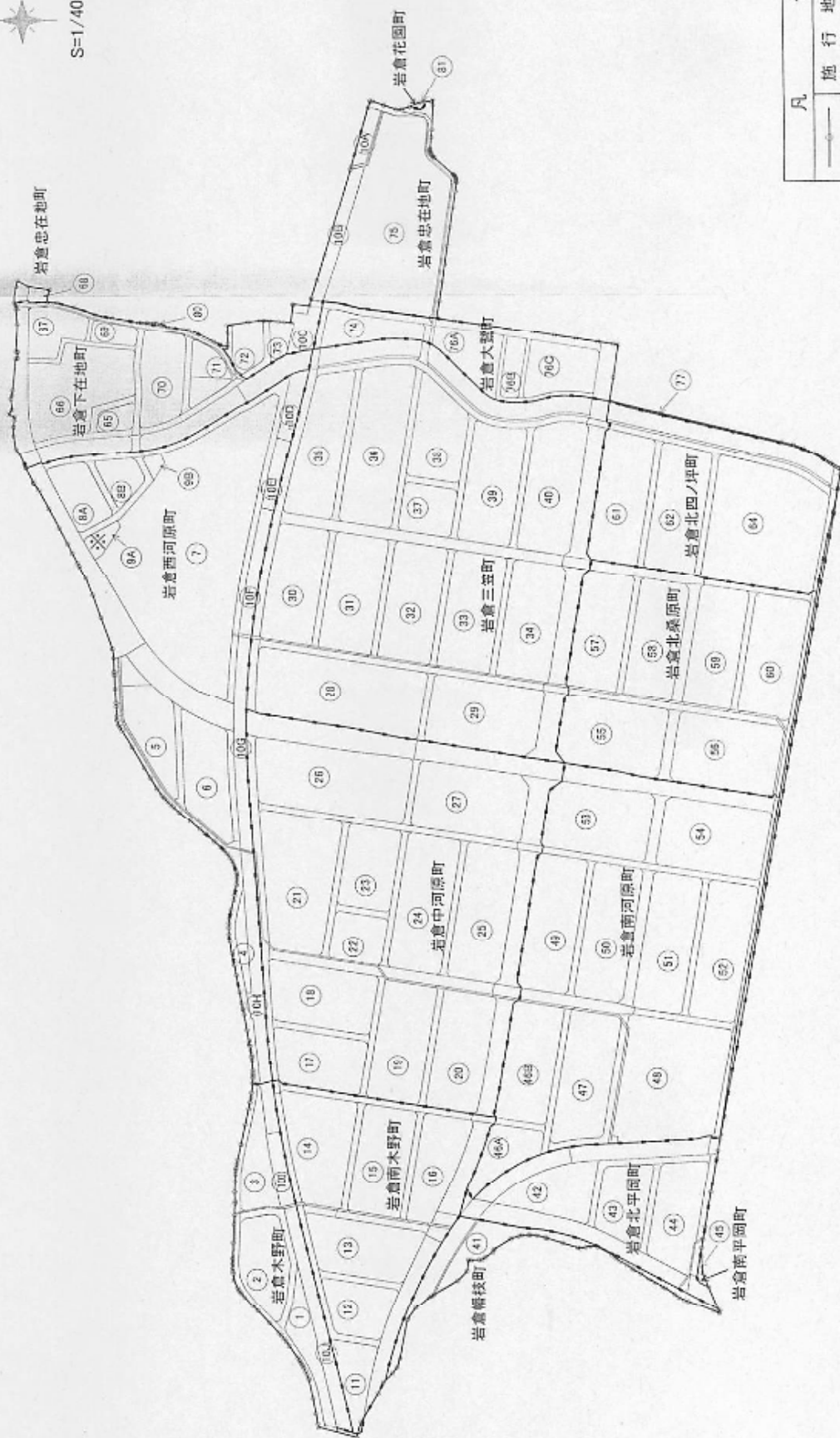
S=1/500



凡 例	
—○—	施行地区界
—●—	新 町 界
1	新 地 番
大121-1	従前地番
100,00㎡	地 積
10.00	延 べ 長 (㎡)

あまたの換地処分後の土地は※印の位置になります。

一般図



凡例	
—○—	施行地区界
—●—	新町界
—	新町名
(64)	街区番号
※	該当地